

学校いじめ防止基本方針



令和2年 4月

川越市立広谷小学校

目 次

はじめに

I	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	いじめに対する基本理念
2	いじめの定義
3	いじめの防止
4	早期発見
5	いじめに対する措置
6	重大事態への対処
7	その他の留意事項
II	学校支援のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・
III	保護者・地域支援のための取組・・・・・・・・
IV	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・
V	市長部局との連携・・・・・・・・・・・・・・・・

はじめに

子どもは、日本の未来にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

川越市においては、平成24年10月、議会において、「いじめの延長上の傷害事件を教訓にいじめ再発防止を強く求める決議」が採択され、「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として示すこと、家庭でも話し合い、教職員、児童生徒、保護者、地域全体の共通認識とするよう努めること、いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化することを基本方針とし、市内全市立小・中・特・高で、いじめ問題に取り組んできた。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や教育委員会を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、本校では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、子ども一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、いじめの防止のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、本方針を示す。

令和2年4月 川越市立広谷小学校

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱としてすえる。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、児童生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、該当児童生徒の力関係を考慮し、判断する。
- (3) いじめられている児童生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童生徒と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 児童生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
(あいさつタッチ運動、広谷っ子タイム)

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から児童生徒の様子や行動に気を配る。
- (3) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童生徒を見守る。
- (4) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
 - ・発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
 - ・速やかに関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
 - ・指導に困難な際、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた児童生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめた児童生徒を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめられた児童生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめた児童生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、児童生徒が次のような状況に至った場合とする。
 - ・児童生徒が自殺を企図した
 - ・身体に重大な傷害を負った
 - ・金品等に重大な被害を被った
 - ・精神性の疾患を発症した
 - ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
- (2) 重大事態が発生した場合、学校は「事故速報」にて、教育委員会へ発生を報告する。
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
 - ・いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5) 調査結果については、学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて教育委員会に報告する。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、各学校生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、学校評議員及び自治会長やPTA役員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。
※日々のいじめ問題には、生徒指導部会等で対応し、重大事案の調査や児童生徒のケアが必要な際に、学校評議員やスクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。
- ・「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

II 学校支援のための取組

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた学校の取組を積極的に支援する。

(1) 相談体制の整備

- ・川越市立教育センター分室（リバーラ）におけるいじめ電話相談
- ・市内全校に相談箱を設置
- ・いじめ相談電子窓口を開設
- ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアルに掲載）
- ・さわやか相談員の市内全中学校への配置

(2) 校内いじめ対策委員会の設置

- ・学校の実情に応じて、関係教職員の他に学校評議員やPTA会長、自治会長等を加えて組織

(3) 早期発見の支援

- ・定期的な児童生徒及び保護者対象のアンケート調査の実施

(4) 組織的な取り組み

- ・各学校におけるいじめ防止年間計画の策定
- ・川越市いじめ防止年間計画の策定

(5) 教職員の指導力向上

- ・いじめ対応マニュアルの作成と、その活用に係る研修会の実施
- ・いじめの対応に関する教職員研修の実施
(教頭研修会、生徒指導主任研修会、初任者研修会、5年経験者研修会等)

(6) 児童生徒の自主的な取組支援

- ・川越市教育研究会特別活動部との連携による、児童生徒が主体的となつたいじめ撲滅に向けた活動の支援（いじめ撲滅宣言等）

- ・川越市教育研究会生徒指導部との連携による、各学校の児童生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取り組みの紹介（リーフレット作成）
- (7) インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止
 - ・ネットパトロール事業の実施
 - ・いじめ対応マニュアル（ネットいじめ編）の作成及び活用に係る研修会の実施
- (8) 川越市いじめ防止対策委員会の設置
 - ・いじめ防止に向けた調査研究及び施策の企画
 - ・学校からのいじめの報告を受け、第三者機関として調査の実施
- (9) 学校との緊密な連携
 - ・教育指導課生徒指導担当による、学校に対しての迅速かつ適切な支援
 - ・生徒指導担当指導主事による学校訪問の実施
 - ・校種間連携担当指導主事による定期的な学校訪問の実施

III 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

- (1) 相談窓口の周知
 - ・「相談窓口広報パンフレット」の配布による、相談窓口の周知
- (2) 情報モラルの啓発
 - ・家庭教育学級及び地域PTA総会、市P連の研修会等における情報モラルの啓発
(埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携)
- (3) いじめの未然防止の広報啓発
 - ・「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発

IV 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

- (1) 警察との連携
 - ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
 - ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
 - ・スクールサポーターとの連携
 - ・いじめ・少年非行防止撲滅啓もう活動「小江戸川越SPEC」の実施
 - ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
 - ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

- (2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携
 - ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携

V 市長部局との連携

県や市の施策の周知徹底を図るとともに、市全体でいじめのないまちづくりを推進する。

- (1) 川越市いじめ防止連絡協議会の設置
 - ・いじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図る。
- (2) 重大事態発生時の調査等における連携
 - ・市長部局による再調査の際、学校、教育委員会及び市長部局とで連携を図る。